

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>第六条 削除</p>	<p>(従業者の員数に関する特例)</p> <p>第六条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第一号の福祉型障害児入所施設をいう。第十条において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第二十四条の二第一項の指定障害児入所施設等をいう。第十条において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項の指定入所支援をいう。第十条において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十号。第十条において「指定入所施設基準条例」という。）第五条に規定する人員の基準を満たすことをもつて前条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備に関する特例)</p>
<p>第十条 削除</p>	<p>第十条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定入所施設基準条例第六条に規定する設備の基準を満たすことをもつて、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>附則 (居室面積の経過措置) 第四条 1～3略</p>	<p>附則 (居室面積の経過措置) 第四条 1～3略</p>

4 平成二十四年四月一日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「改正前の児童福祉法」という。）第二十四条の二第一項の指定知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設となるものに対する第九条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

4 平成二十四年四月一日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正前の児童福祉法（以下「改正前の児童福祉法」という。）第二十四条の二第一項の指定知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設となるものに対する第九条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。